

戦没者慰霊塔建設募金収納状況

区 分	自治会協賛分		
	目 標	実 入	
上鉢石町	7,100	8,550	
中鉢石町	5,500	5,600	
下鉢石町	22,700	15,630	
稻荷町	一丁目	15,400	7,500
	二丁目	14,000	10,250
	三丁目	10,000	10,230
御幸町	20,000	19,950	
石屋町	12,400	14,100	
松原町	22,300	23,650	
相生町	14,600	16,490	
東和町	8,600	10,640	
宝殿	4,200	2,260	
板挽町	8,400	7,810	
大工町	6,600	5,680	
中本町	4,900	5,200	
下本町	5,600	5,800	
安川町	14,100	14,100	
袋町	3,800	3,800	
四軒町	5,300	6,000	
山内	17,300	7,500	
萩垣面	2,300	1,260	
花石町	10,700	8,830	
久次良町	16,500	13,810	
所野	14,100	14,130	
七里	9,700	9,960	
野口	5,700	6,200	
和泉	5,700	5,700	
山久保	7,700	7,740	
清滝町	一丁目	15,100	5,450
	二丁目	24,100	9,750
	三丁目	22,800	13,625
	四丁目	14,400	15,780
清滝丹勢町	49,500	16,500	
清滝中安戸町	25,300	8,700	
清滝安良沢町	77,500	30,370	
清滝和の代町	29,300	5,120	
細尾町	20,700	20,377	
清滝新細尾町	58,700	24,760	
中宮祠	31,600	16,710	
湯元	5,900	5,900	
南小来川	4,300	4,680	
宮小来川	6,100	7,300	
東小来川	4,200	5,000	
中小来川	8,400	10,450	
西小来川	4,700	3,695	
流ヶ原	2,300	3,050	
小 計	701,100	475,387	

立派な慰霊塔が出来ました

市民各位の御協力を感謝します

補助金篤志寄附分

名称又は事業所	金 額
日 光 市	1,000,000
日光市遺族会	1,304,595
二社一寺	200,000
古河電工日光電気精銅所	100,000
東武鉄道株式会社	100,000
今市市遺族会	1,000
藤原町遺族会	1,000
小 計	2,706,595
合 計	3,181,982

前月の広報(十月号)でお知らせしたとおり、松原町内に建てられた戦没者慰霊塔は九月二十四日除幕式を終って完成した。これはひとえに市民各位の御協力で出来たもの、又一部から篤志

寄付があつて完成されたもので、紙上より厚く御礼申し上げます。

收支決算については次回広報で御報告いたしますが、取りあえず各町内別の収納状況をここに御報告いたします。(左側の



表) 尚町内別以外の篤志 (写真は完成した戦没者慰霊塔)

四親等内の児童以外の児童を同居させている方は、児童福祉法第三十条の規定により、市町村長を経て都道府県知事に届け出なければなりません。

(児童を同居させた者の届出書) また届出をした方が、その同居をやめたときも市町村長を経て都道府県知事に届け出なければなりません。(児童と同居をやめた者の届出書)

第三十条四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は後見人からはなして、自己の家庭(単身世帯を含む)に三箇月(乳児については一箇月)を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二箇月以上(乳

同居児童の届出をしていない方ありませんか?

同居については二十日以上同居させた者(法令の定めるところにより、児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く)は、同居を始めた日から三箇月以内(乳児については一箇月以内)に、命令の定めるところにより、市町村長を経て都道府県知事に届け出なければなりません。但し、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

この前項に規定する届出をなした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、市町村長を経て都道府県知事に届け出なければなりません。